

日本生協連が食品安全委員会に提出した意見とその回答

日本生協連の意見は、前文を省略しています。

日本生協連の意見	食品安全委員会の回答
<p>1．今回のリスク評価の結論について</p> <p>国内では 2003 年以降の出生牛から BSE 陽性牛が確認されていないことから、これまでとられてきた飼料規制等の BSE 対策が有効に機能しているものと認識しています。</p> <p>また、非定型 BSE は孤発性の可能性があります。発生頻度が極めて低く、今後も現行の水準で BSE 対策（飼料規制、SRM の再利用禁止、食肉処理工程での SRM 除去等）が継続され、と畜前の生体検査、異常牛や死亡牛の BSE 検査が確実に実施されれば、牛や人への感染は防止できるものと考えます。</p> <p>健康と畜牛の検査を廃止した場合でもリスクの差は非常に小さいとした今回の貴委員会の結論は、現時点での科学的な知見に基づく検討の結果として理解できます。</p>	<p>1．について</p> <p>御意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響についてリスク評価に努めてまいります。</p>
<p>2．BSE 検査を含む、BSE 対策についての国民への説明について</p> <p>今回の評価書案では、定型 BSE については、「今後発生する可能性は極めて低い」、非定型 BSE については「発生頻度が極めて低く、人への感染については『感染性は確認できない(H型)』『SRM(特定危険部位)以外の組織の感染性は極めて低い(L型)』」と結論しています。このうち非定型 BSE は孤発性の可能性が否定できないため、今後も極めて低い頻度ではありますが、わが国でも発生する可能性があります。</p> <p>健康と畜牛の BSE 検査を廃止した場合、神経症状等が現れる前の BSE 牛を見逃す可能性が生じますが、それでも貴委員会は、人への健康影響が無視できるほどリスクの差が小さいと結論しています。これを逆に</p>	<p>2．について</p> <p>日本では、2001 年の BSE 発生当時は、感染状況が不明な中、SRM の除去とスクリーニング検査として健康と畜牛の全頭検査が開始されました。その後、飼料規制による感染防止や SRM の除去による人への安全性の確保等の対策が的確に行われた結果、BSE の人への感染のみならず、2002 年以降出生した牛にも、新たな感染は確認されていません。</p> <p>本評価では、このような疫学的な知見や感染実験の結果等を踏まえ、評価を行いました。この中で、非定型 BSE については、孤発性に発生することが示唆されています。欧州連合(EU)では非定型 BSE 陽性牛のうち健康と畜牛として検出されたものの割合は 33.6%ほどであることから、その</p>

読み解けば、「非定型 BSE も含め BSE 発生確率が極めて低い現在では、BSE 検査はもはや人の健康保護のための必須の対策とは言えず、SRM 除去を確実に実施すればその目的は達成できる」という解釈も可能と考えます。

しかし、行政からはこうした説明がほとんどなされておらず、多くの国民は検査の廃止に対して不安を感じるかもしれません。

そこで、改めて、検査を含む各種の BSE 対策について、それぞれどのような目的で実施するのかを整理し、国民にわかりやすく説明することを要望します。BSE 対策を実施するのはリスク管理機関である厚生労働省、農林水産省であることは理解していますが、その科学的根拠を示す役割は貴委員会にあると思いますので、三府省による説明が望ましいと考えます。

程度の割合で検査陽性牛を検出できなくなる可能性はある一方、EU における H-BSE の発生頻度は 2 歳齢以上の牛 100 万頭につき、年当たり 0.07 頭、日本又は EU における L-BSE の発生頻度は、2 歳齢以上の牛 100 万頭につき、それぞれ年当たり、0.07 頭又は 0.09 頭であり、その発生頻度は極めて低いと考えます。

さらに、現在までに得られている知見に基づけば、H-BSE については、実験動物への感染実験の結果から人への感染の可能性は確認できず、また、L-BSE 感染牛の脳組織については人への感染の可能性が否定できませんが、現行の SRM 以外の組織の感染性は極めて低いと考えられます。加えて、これまでに、疫学的に非定型 BSE と vCJD を含む人のプリオン病との関連を示唆する報告はありません。

以上のことから、日本における、牛群の BSE 感染状況、BSE プリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、牛肉及び牛の内臓（SRM 以外）の摂取に由来する定型及び非定型 BSE プリオンによる vCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと考え、食用にと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査について、継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できると判断しました（評価書 43、44 ページ）。

国民への説明については、リスク管理機関と連携して、東京、北海道、大阪及び福岡で説明会を開催し、御指摘の検査を含めた各種の BSE 対策及び今回の食品健康影響評価に関する丁寧な説明に努めています。また、「牛海綿状脳症（BSE）に関する基礎資料」、Q&A、プリオン評価書の用語解説を食品安全委員会ホームページに掲載して

3 . BSE やプリオン病に関する調査・研究や情報収集等の必要性について

海外では、完全飼料規制実施後も定型 BSE が発生している事例があることから、国内外における定型 BSE の発生やその原因については引き続き情報収集が必要と考えます。

また、BSE における「人と牛との種間バリアの存在」についても、現象は知られていますが、そのメカニズム等については十分説明されていないように思います。

非定型 BSE については、定型 BSE に比べ発生頭数も少なく、評価書案でも知見が限られている旨述べられています。

今回の評価書案では「人のプリオン病発症の可能性は極めて低い」「リスクの差は非常に小さい」「人への健康影響は無視できる」等、随所でリスクが定性的に表現されています。しかし、本来、リスク評価においては、確率やモデル等を用いて人の健康リスクを定量的に示すことが望ましいと考えます。

今後も引き続き BSE やプリオン病に関する調査・研究を進めるとともに、リスク管理機関と連携してプリオン病の発生状況および科学的知見の進展を注視し、より精度の高いリスク評価が行われることを期待します。

4 . と畜前の生体検査の適切な実施について

評価書案の結論の付帯事項の一つとして、「引き続き、全てのと畜される牛に対して、と畜前の生体検査が適切に行われなくてはならない。24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反

います。御指摘を踏まえて、引き続き、様々な機会をとらえ、わかりやすい情報提供に一層努めてまいります。

3 . について

BSE については、不明な点もあることから、本評価においては、現在までに得られている知見を踏まえて評価を行ったものであるが、非定型 BSE の知見は限られているため、今後、特に非定型 BSE に係る最新の知見についても、引き続き収集する必要があるとしています（評価書 44 ページ）。

また、食品安全委員会の食品健康影響評価技術研究として、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門において、定型又は非定型 BSE 実験感染牛の脳乳剤のヒト型マウスへの経口投与による実験を実施しているところです。

評価については、プリオン専門調査会において評価案件ごとに評価方針を整理していますが、今後とも、最新の科学的知見等に基づき、精度の高いリスク評価を行うよう努めてまいります。

4 . について

食品安全委員会は、評価書に記載のとおり、と畜前の生体検査が適切に行われなくてはならず、生体検査において、所定の症状を呈するものを対象とする BSE 検査が行われることが必要と考えています（評価書 44 ページ）。

射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とする BSE 検査が行われる必要がある」とされました。

この対応が確実に実施されるように、厚生労働省に対して実施要領や結果等の報告を求めるなど、貴委員会と同省の間で重要な管理ポイントであるとの認識を共有するよう要望します。

具体的なリスク管理措置は、食品安全委員会の答申を踏まえ、リスク管理機関において検討されるものであるため、頂いた御意見はリスク管理機関にお伝えいたします。